



27小教教第3449号
平成28年3月17日

一般社団法人小郡三井医師会
会長 廣瀬 真恵 殿

小郡市教育委員会
教育長 清 武



平成28年度からの児童生徒の健康診断の検査項目等の改正について

学校保健安全法施行規則の一部改正が行なわれ、本市における、平成28年4月1日から
学校での児童生徒の健康診断の項目は以下のとおり変更しますので、ご連絡いたします。

記

1. 変更項目

平成27年度まで	平成28年度から (学校保健安全法施行規則第6条の検査項目)
①身長、体重及び座高 ②栄養状態 ③脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無 ④視力及び聴力 ⑤目の疾病及び異常の有無 ⑥耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 ⑦歯及び口腔の疾病及び異常の有無 ⑧結核の有無 ⑨心臓の疾病及び異常の有無 ⑩尿 ⑪寄生虫卵の有無 ⑫その他の疾病及び異常の有無	①身長及び体重（※座高が削除） ②栄養状態 ③脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに <u>四肢の状態（※四肢の状態が追加）</u> ④視力及び聴力 ⑤目の疾病及び異常の有無 ⑥耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 ⑦歯及び口腔の疾病及び異常の有無 ⑧結核の有無 ⑨心臓の疾病及び異常の有無 ⑩尿 （※寄生虫卵の有無が削除） ⑪その他の疾病及び異常の有無

2. 変更時期

平成28年度から

3. その他

(1) 保健調査の全学年実施

学校医・学校歯科医がより効果的に健康診断を行うため、保健調査の実施が、これまで「小学校入学時及び必要と認めるとき」から「全学年」で実施することとされました。本市では、従来、小学校は「保健調査票」、中学校は「生活環境調査」として保健に関する調査を実施しておりました。今後は、平成28年度は従来どおり実施し、平成29年度より小中学校ともに「保健調査票」での調査を実施します。

(2) 成長曲線等の活用

座高の廃止にともない、栄養状態の判定は、成長曲線等の積極的な活用も求められています。本市でも、成長曲線の活用による発育の評価に努めていただくよう校長に通知しております。今後の具体的な活用方法等については随時貴医師会と相談していきたいと考えております。

「運動器検診」について

「運動器」というのは、骨や関節、筋肉、腱、神経など、体を支えたり、動かしたりする器官の総称です。

近年、子どもたちの体の状況は二極化しているといわれます。幼少期からサッカーや野球などに熱心に取り組み、膝や肩を痛めてしまう子が増えている一方、テレビゲームやパソコンにのめりこんで運動不足となり、バランス能力や筋力の低下、体が硬いなど運動器の発育不全で怪我をしやすくなったり、肥満や痩せにつながってしまう子どもたちもいます。

どちらのタイプも、子どもたちの今後に大きく影響を及ぼします。

「運動器検診」とはこういった運動器の機能が充分ではない部分を早めに発見し、重症化する前に対処しようとするものです。

しかし、学校検診の時間は限られていますので、まず保護者の方の目から見て、特に一カ月も続くような痛みが認められないかなどについて、別紙の「運動器検診問診票」に記入していただきます。その問診票でスクリーニングを行い、問題のある生徒のみを学校医の先生方に検診いただく方法で実施したいと考えております。

なお、福岡県医師会から医師会員へ発出されております、以下の文書も御確認の上、今回の健康診断の変更等の詳細を御確認いただくとともに、円滑な実施に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」

(平成 26 年 5 月 26 日 福岡医発第 612 (地))

○「児童、生徒、学生、幼児、及び職員の健康診断の方法及び

技術的基準の補足的事項及び健康診断票の様式例の取り扱いについて」

(平成 27 年 10 月 15 日 福岡医発第 1924 号 (地))

○「運動器検診に対する福岡県の対応について」

(平成 27 年 12 月 28 日 福岡医発第 2583 号 (地))

※その他、福岡県医師会の会員専用ページで、医療法人光安整形外科の光安先生の運動器検診についての御講演内容について、動画配信される予定となっております。

※福岡県教育委員会から情報提供がありましたので、参考添付しております。